

「豊かな環境づくり大阪府民会議」ロゴマーク使用規約

「豊かな環境づくり大阪府民会議」(以下「府民会議」という。)のロゴマークは、府民会議会員等が、各主体における豊かな環境の保全と創造に関する活動を実施していることをPRするために作られるポスター、チラシ、パンフレット、ポップ広告等の資材や名刺、HPなどに使用することができます。

使用に際して申請手続きなどは不要ですが、下記の「ロゴマーク使用上の注意」に従ってください。また、ロゴマークは無償で 사용할 ことができます。

<ロゴマーク使用上の注意>

■ロゴマークの使用が認められる使用者は以下のとおりです。

- (1)府民会議運営委員会委員及び学識委員
- (2)府民会議会員
- (3)国、地方公共団体
- (4)その他、府民会議の趣旨に賛同し、本規約を遵守する者

■ロゴマークを使用者が改変して使用することはできません。使用にあたっては、「ロゴマーク使用ガイドライン」に従ってください。

■ロゴマークの使用が次のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとします。

- (1)自己の商品名、サービス名その他商品・サービスの商標として使用する場合
(※大阪府の承認を得た場合を除く。)
- (2)ロゴマークに関する取組の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3)法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (4)特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものと認められる場合
- (5)その他、使用が不適当と認められる場合

■使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等(以下「係争等」という。)については対応を、府民会議事務局である大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課(以下「大阪府」という。)と協議して決定するものとし、係争等に要した費用(合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。)は、使用者が負担するものとします。

■使用者は、ロゴマークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、大阪府その他の第三者は一切の損害、損失又は責任を負わないものとします。

■ロゴマークに関する一切の権利は、大阪府に属します。

■以上の使用上の注意が守られていないと大阪府が認めた場合、警告、社名公表等、必要な措置を講ずることとします。

<ロゴマーク使用ガイドライン>

ロゴマークを使用の際は、ファイルをダウンロードして使用してください。また、ロゴマークの変形、一部の切り取りその他改変した使用はできません。

■多色表示



- ・メインカラー1（黄） … プロセスカラー：M15＋Y100／特色：DIC125
- ・メインカラー2（紺） … プロセスカラー：C60＋M45／特色：DIC70
- ・メインカラー3（赤） … プロセスカラー：C20＋M75＋Y30／特色：DIC482
- ・メインカラー4（緑） … プロセスカラー：C60＋Y45／特色：DIC2548
- ・文字カラー … プロセスカラー：BK100／特色：DIC582

※カラー印刷の場合は、必ず上記に定めるカラーに沿って印刷すること。

※ただし、素材等によって濃度変更は差し支えない。カラーを使用できない背景や背景色が濃い場合は、白抜きで表示する。

■単色表示（白黒表示）

- ・メインカラー1, 2, 4 …… モノクロ：BK75
- ・メインカラー3及び文字カラー … モノクロ：BK100

※原則として印刷条件の関係でカラー表現ができない場合に使用する。さらに、モノクロにおける網版使用ができない場合はマーク、ロゴともに BK100 で印刷してもかまわない。

【ロゴマークコンセプト】

糸を結んだ結び目がモチーフです。各活動主体はもとよりあらゆる世代の府民、地方公共団体、事業者及び民間団体がつながる「連携」や「協働」を表現しています。

※使用している4色は、多様な個性がシームレスにつながる「色相環」の概念を取り入れ、府民、地方公共団体、事業者及び民間団体が共に歩む循環型の繋がりを表しています。